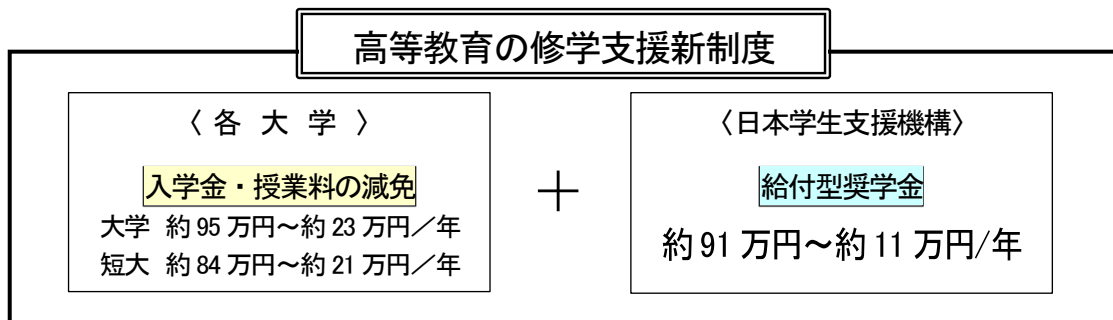


高等教育の修学支援新制度について

この制度は、経済的な理由で学び続けることをあきらめることのないよう、経済的に困難な学生を支援する国の制度です。支援の対象者は、授業等減免・給付奨学金が受けられます。令和 7 年度より多子世帯(扶養する子どもが 3 人以上の世帯)の支援が拡充されました。

※予約採用申請については、在校している高校へお問合せください。



＝支援対象者の基準＝ 以下の〈家計基準〉、〈学業基準〉どちらにも該当することが条件です。

〈家計基準〉

次の①②のいずれにも該当すること。

- ①収入基準…提出されたマイナンバーにより日本学生支援機構が判定します。
「進学資金シミュレーター」(<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>)で収入基準に該当するか、目安の確認ができます。
- ②資産基準…申込者本人と生計維持者の資産額の合計が 5,000 万円未満。多子世帯の授業料等減免は 3 億円未満。

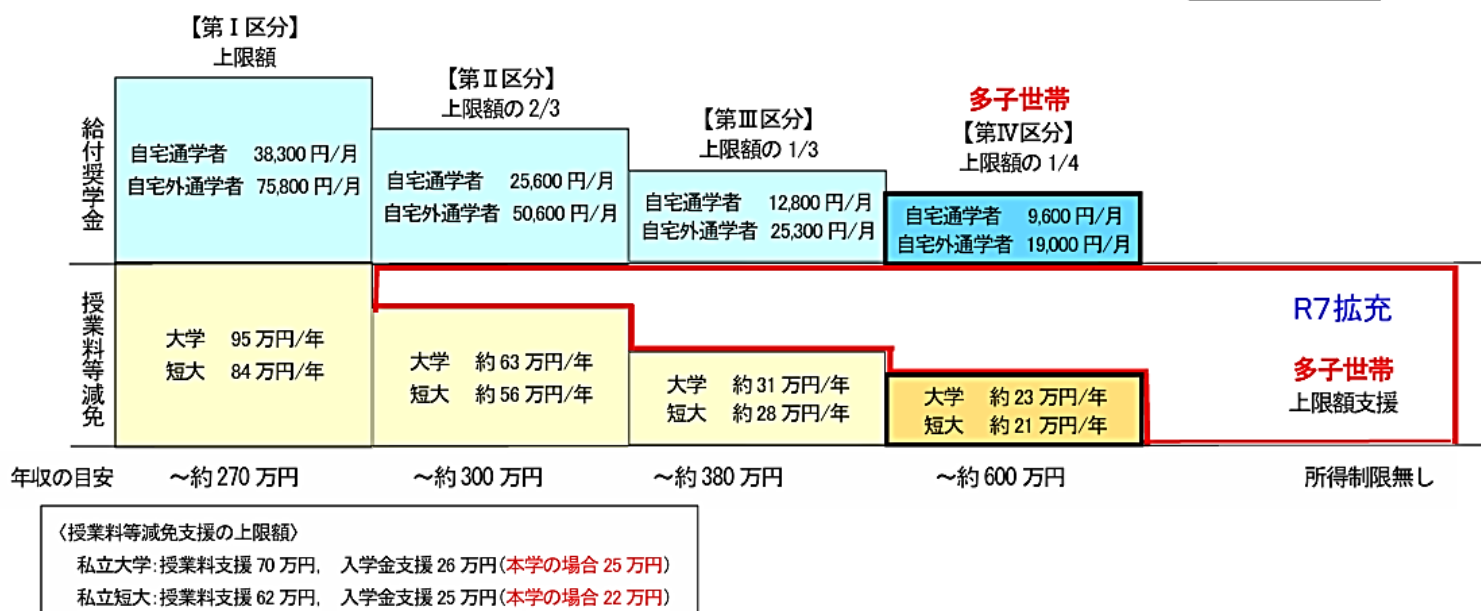
〈学業基準〉 1 年生の場合

次の①～③のいずれかに該当すること。

- ① 高等学校における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること
- ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

《高等教育の修学支援新制度 支援のイメージ》

本学の場合



※申込者本人の年齢や家族構成等によって、年収の目安は異なります。